

表彰規程

昭和 62 年 7 月 19 日制定

(総 則)

第1条 一般社団法人青森県臨床検査技師会及び関係団体等が行う表彰については、この規程の定めるところによる。

(表彰区分)

第2条 この規程に基づく表彰は次の各号とする。

- (1) 名誉会員
- (2) 功労者及び奨励者
- (3) 日本臨床衛生検査技師会が行う表彰
- (4) 特別表彰

(表彰審査委員会)

第3条 前条の目的を遂行するため、表彰審査委員会を置く。

- (1) 委員会は、会長が委嘱した委員若干名で構成する。
- (2) 委員長は委員の互選による。
- (3) 委員の任期は、2年とする。
- (4) 委員が被表彰候補者となったときは、当該事項の審査に加わらないものとする。

第4条 委員長は、会長の要請があったとき委員会を招集して当該事項について審査し、会長に報告しなければならない。

(被表彰者の内申及び決定)

第5条 被表彰者の内申及び決定は、次の各号による。

- (1) 青臨技功労者－常任理事会が内申書を会長に提出するものとする。
- (2) 青臨技奨励者－表彰該当者があるときは、支部長が内申書を会長に提出するものとする。

第6条 会長は、内申書があったときは委員会の審査を依頼し、委員会が推薦した者を理事会にはかり被表彰者を決定する。

(名 誉 会 員)

第7条 名誉会員の推薦基準は、原則として功労者表彰及び奨励者、特別表彰該当者の中から選考する。

第8条 会長は、名誉会員に対してふさわしい待遇に努めるものとする。

(表彰の基準)

第9条 表彰者の基準については、次の各号による。

- (1) 功労者－本会の発展に顕著な功績があった者で、別表1に該当する者。
- (2) 奨励者－学術研究において優れた業績を挙げた者で、別表2の基準を満たす者。
- (3) 日本臨床衛生技師会が行う表彰－日臨技の規程に基づくものとする。
- (4) 特別表彰－前各号のほか、特に表彰を必要と認めた者。

別表1 功労者選考基準

- | |
|------------------------------------|
| 1. 会員歴 20 年以上 |
| 2. 年齢 50 歳以上 |
| 3. 会長又は常任理事、理事などの役員および日臨技学術委員等の経験者 |

別表2 奨励者選考基準

履修単位制とし過去5年間に技師会活動のみで 15 単位以上を修得した者

(前年度 3 月 31 日で打切る)

履修単位一覧

	青森県	日臨技支部	全国
発表 (シンポジウム、精度管理講習会を含む)	2	3	4
座長	1	1.5	2
投稿	4	—	8
講演	4	6	8
部門長(1期)	8	—	—
部門員(1期)	2	—	—
精度管理委員(1期)	4		
総合点			
	総合点		点

(表 彰)

第 10 条 名誉会員、功労者、学術奨励者等の表彰は、原則として総会において行う。

第 11 条 表彰は、表彰状を授与して行い、副賞を加授することができる。

(その他表彰事業)

第 12 条 この法人が独自に行う表彰事業のほか、監督官庁をはじめとする関係団体が行う表彰に際してこの法人の会員にとり有効と考えられるものについては、積極的に対応するものとする。

(補 則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会で決定する。

(規程の変更)

第 14 条 この規程の変更は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附 則

この規程は、昭和 62 年 7 月 19 日から施行する。

平成 28 年 6 月 18 日一部改正

令和 3 年 12 月 22 日改定